

千葉県における動物愛護管理行政と 社会福祉行政の連携の現状について

令和8年2月8日
令和7年度千葉県動物愛護セミナー
千葉県健康福祉部衛生指導課

本日の内容

1. 多頭飼育問題の概要
2. 社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けたアンケート結果
3. 現時点のとりまとめ

多頭飼育問題が生じる社会的背景は様々

多頭飼育問題

- 多数の動物を飼養し以下の3つの影響のいずれか、もしくは複数が生じている状況
 - ① 飼い主の生活状況の悪化
 - ② 動物の状態の悪化
 - ③ 周辺の生活環境の悪化



経済的困窮やライフステージの変化により
深刻な生活困窮が生じる可能性が高まる。



これらの原因によって生じる 地域社会の抱える諸問題の1つとして多頭飼育問題がある。

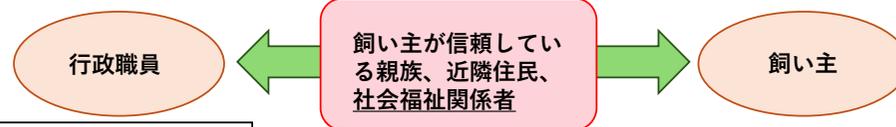


根本的な解決は難しく再発しやすい

対症的な対応だけでなく、
根本的な原因に対し継続的に働きかけることが重要

多頭飼育問題への対応

- 動物愛護管理の観点だけで解決が図れるものではない
- 社会福祉分野と連携して、地域の課題として対策を講じることが重要
- 飼い主との信頼関係を構築することが解決につながる。



動物愛護管理局及び
社会福祉部局※で情報共有

間に入ってもらうことで、円滑に
コミュニケーションを図れる。



飼い主との
約束を守る

定期訪問
継続訪問

気にかけて
いるという
メッセージ



(人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン(環境省)より抜粋)

社会福祉と動物愛護管理の 多機関連携に向けた アンケート結果 (一部抜粋)



アンケートの目的

目的

社会福祉と動物愛護管理の多機関連携の一層の推進に向け、関係部局等における「動物の問題」の探知及び連携に関する現状把握並びに
県の「動物の問題」の相談窓口の周知

対象地域

千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県全域

対象部局

1 動物関係部局

- (1) 各保健所及び動物愛護センター
- (2) 市町村狂犬病予防担当課

2 社会福祉関係部局等

人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン

「表4 関連する社会政策分野と関係する行政機関等」に掲げる

行政機関 及び 民間機関 並びに
市町村重層的支援体制整備事業主管部局

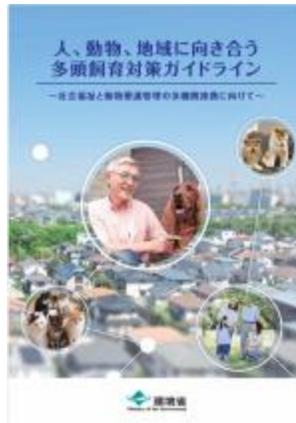


表 4 関連する社会政策分野と関係する行政機関等

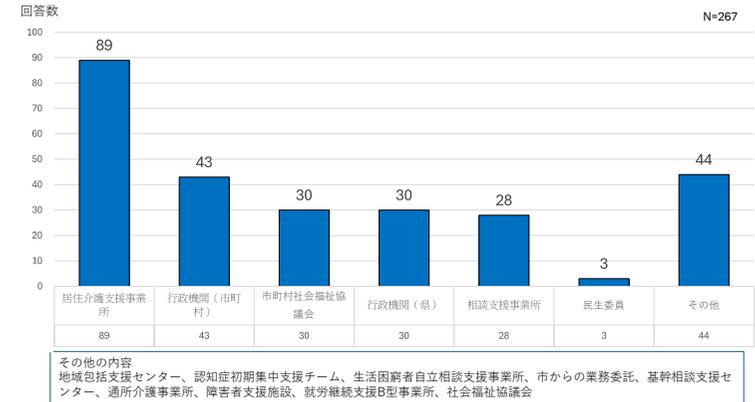
<参考：一部加工>

機関名等	関連する社会政策分野	設置状況					
		都道府県	政令指定都市	中核市	一般市	町村	特別区
社会福祉部局	生活保護・高齢者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	○	△	○
保健所	高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	△	△	○
福祉事務所	生活保護・高齢者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	○	△	○
自立相談支援機関	高齢者支援	○	○	○	○	△	△
地域包括支援センター	高齢者福祉	-	△	△	△	△	△
基幹相談支援センター	障害福祉	-	△	△	△	△	△
認知症初期集中支援チーム	高齢者福祉	-	△	△	△	△	△
精神保健福祉センター	障害者福祉(精神)	○	○	-	-	-	-
児童相談所	児童福祉	○	○	△	△	△	△ ²⁾



回答機関

回答のあった機関は267機関で内訳として「居宅介護支援事業所」が最も多く89機関（33.3%）、次いで「その他」44機関（16.5%）、「行政機関（市町村）」43機関（16.1%）であった。



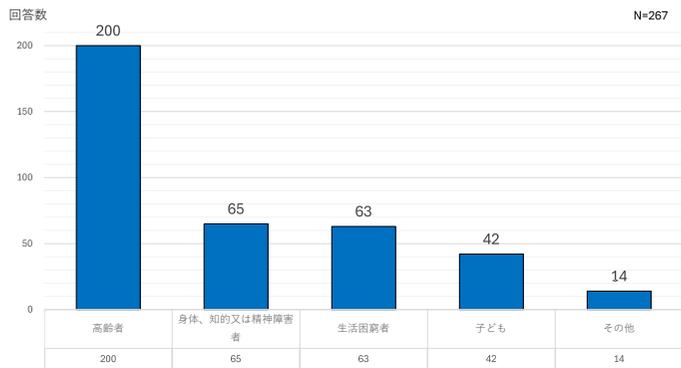
社会福祉協議会 ³⁾	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	△	△	△	△	△	△
居宅介護支援事業所	高齢者福祉	-	△	△	△	△	△
相談支援事業所（指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者）	障害者福祉	-	△	△	△	△	△
民生委員	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	-	-	-	-	-	-

- ：設置が義務付けられているもの、△：設置ができる旨が制度上明記されているもの
二重線：行政機関、民間機関の別
- 1) 名称は地方自治体によって異なる（保健福祉局、健康福祉部、住民福祉課、社会福祉課等）
 - 2) 東京都特別区
 - 3) 民間発意で設立される



支援対象者の内訳（複数回答可）

支援対象者の内訳は「高齢者」が200機関（74.9%）と最も多く、次いで「身体、知的又は精神障害者」が65機関（24.3%）「生活困窮者」63機関（23.6%）であった。

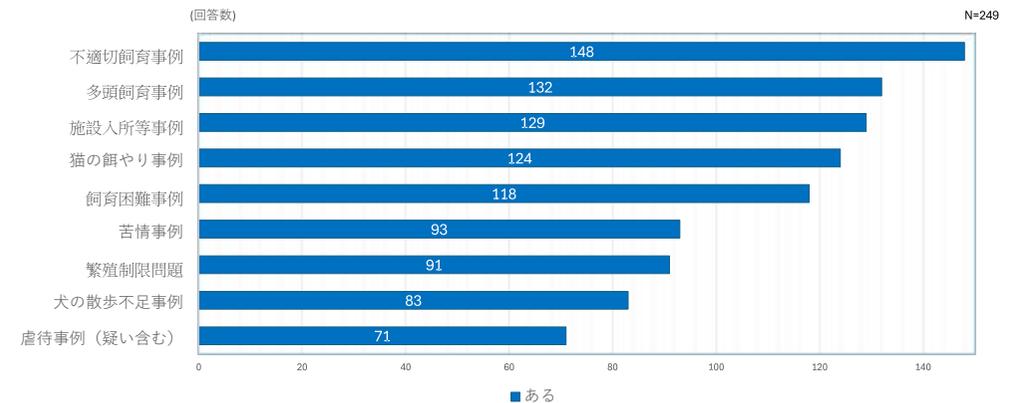


その他の内容
生活保護相談者・生活保護受給者、事業者、生活保護受給者、障害を持つ子の親、主な支援業務の窓口は管内市である、子どもの保護者、生活保護者、ひとり親家庭、DV被害者、認知症と思われる方、困難女性・ひとり親



動物に関する問題への遭遇等

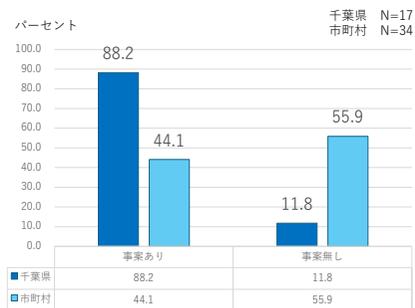
「訪問等あり」と回答した249機関のうち、動物に関する何らかの問題に「遭遇した・相談を受けた・対応した」と回答したのは205機関（82.3%）であった。個別の内容では「不適切飼育事例」「多頭飼育事例」、「施設入所等事例」、「猫の餌やり事例」が多かった。



支援対象者の関与する動物に関する問題への対応



動物に起因する事案の有無
 支援対象者の関与する動物に関する問題への対応について「事案がある」と答えた機関は千葉県では88.2%（15件）市町村では44.1%（15件）、「事案が無い」と答えた機関は千葉県では11.8%（2件）で市町村では55.9%（19件）であった。
 「事案がある」と回答した全ての機関が、福祉部局やその他の機関に相談し連携、協力等を行っていた。



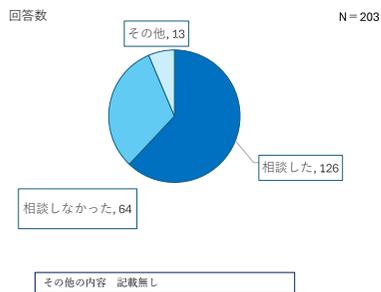
動物に関する問題に遭遇等した際の相談等について



動物に関する問題に遭遇等した際に126機関（62.1%）が他部署に相談していた。

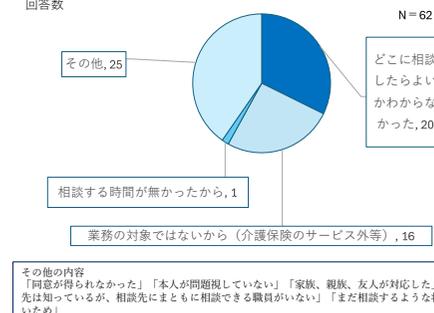
遭遇していない場合の相談については集計せず。

動物に関する問題が発生した際の相談について



動物に関する問題に遭遇した際にどこにも相談しなかった理由として、「その他」が25機関（40.3%）、「どこに相談したらよいか分からなかった」が20機関（32.3%）であった。

相談しなかった理由

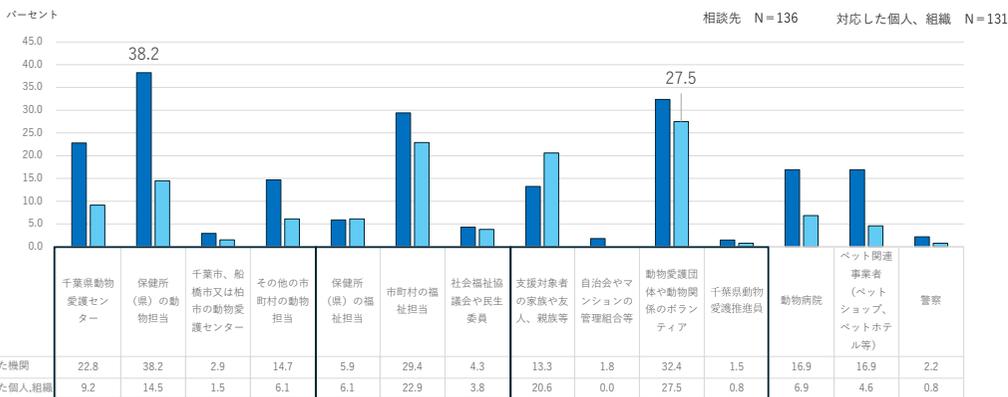


その他の内容
 「同意が得られなかった」「本人が問題視していない」「家族、親族、友人が対応した」「相談先は知っているが、相談先にもともと相談できる職員がいない」「まだ相談するような状態ではないため」

動物に関する問題に遭遇等した際の相談先及び中心に対応した個人、組織



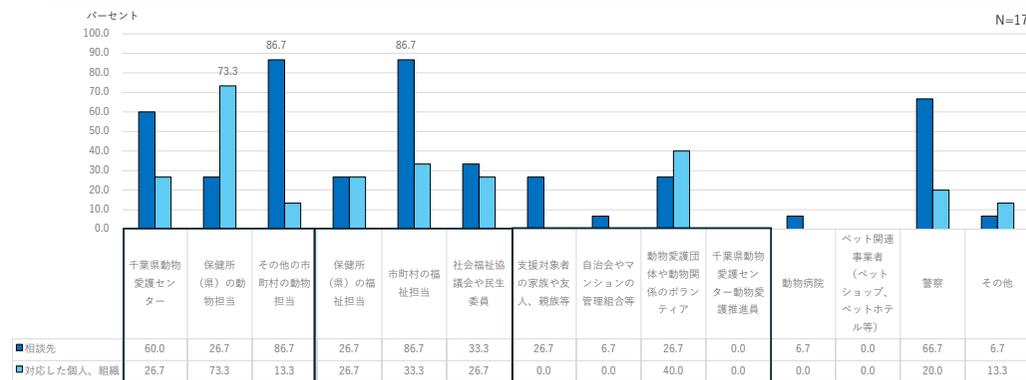
「その他」を除いたスライド番号14、15の結果を合わせると以下のとおりであり、相談先としては「保健所（県）の動物担当者」が多いが、中心に対応した個人、組織は「動物愛護団体やボランティア」が多い結果となっている。



支援対象者の関与する動物に関する問題についての相談先及び中心に対応した個人、組織（千葉県まとめ）



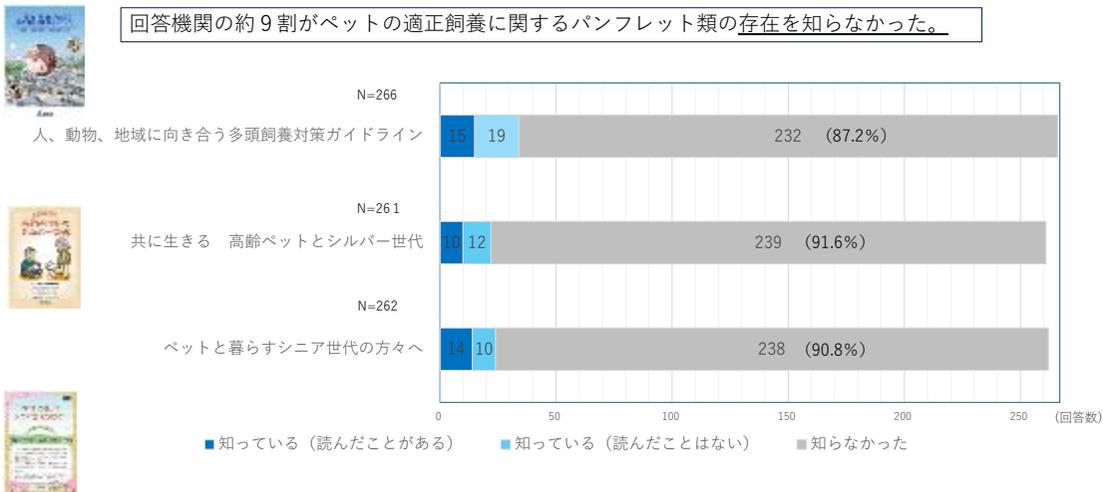
支援対象者の関与する動物に関する問題についての相談先及び対応した個人、組織について千葉県の回答を抜き出したところ、相談先としては「その他の市町村の動物担当」、「市町村の福祉担当」が多く、中心に対応した個人、組織は「保健所（県）の動物担当」の回答が多かった。



動物の適正飼養に関するパンフレット類の認知度について



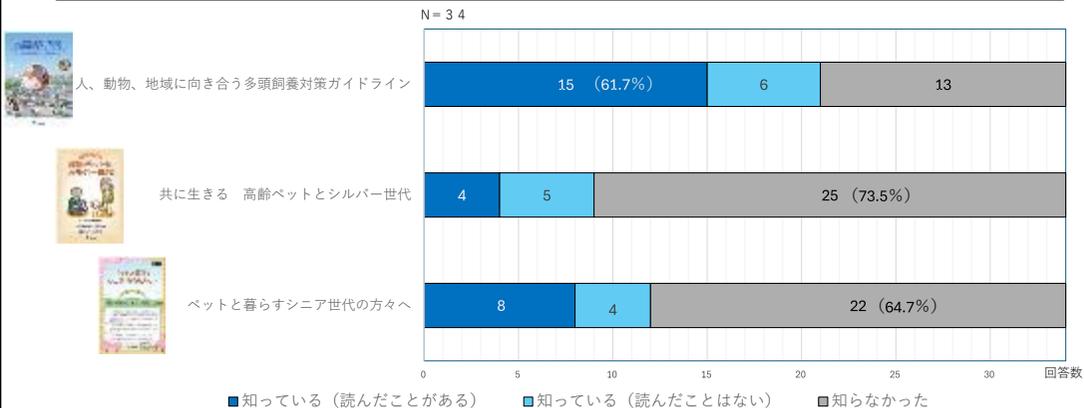
回答機関の約9割がペットの適正飼養に関するパンフレット類の存在を知らなかった。



動物の適正飼養に関するパンフレット類の認知度について（市町村）



市町村の回答は「人、動物、地域に向き合う多頭飼養対策ガイドライン」は「知っている（読んだことはないを含める）」の回答が21件（61.7%）であったが、その他は「知らなかった」の回答が6割を超えていた。



現時点のとりまとめ



支援対象者の関与する動物に関する問題の発生予防、早期探知及び再発防止のためには、動物関係部局と社会福祉関連機関等が円滑に連携できる体制の構築が重要であることから、連携に必要な課題を抽出の上、今後、実効性のある体制づくりに向けて、社会福祉関連機関等との調整を速やかに進めていく必要があると考えています。

【関連パンフレット等】



人、動物、地域に向き合う多頭飼養対策ガイドライン



ペットと暮らすシニア世代の方々へ



(県パンフレットのページ)



共に生きる 高齢ペットとシルバー世代



動物愛護動画

千葉県動物愛護センター公式Youtubeチャンネル

